

(案)

第3次地域管理経営計画書
第3次国有林野施業実施計画書

(沖縄北部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自 平成21年4月 1日
至 平成26年3月31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第 3 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(沖繩北部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

| | | |
|---|--------------|-------|
| 自 | 平成 2 1 年 4 月 | 1 日 |
| 至 | 平成 2 6 年 3 月 | 3 1 日 |

(平成 2 4 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「④その他」を上記理由により追加変更する。

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 1 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 1 |
| ④その他 | 1 |

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針（別冊）」によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に実施することとする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齡級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

| 機能類型 | | | 公益的機能別施業森林 | | | |
|----------|-----------|--------------------------------|--------------|-----------------------|----------------|------------|
| | | | 水源涵養機能維持増進森林 | 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 | 快適環境形成機能維持増進森林 | 保健機能維持増進森林 |
| 水土保全林 | 国土保全タイプ | 土砂流出崩壊防備 | ○ | ○ | | |
| | | 気象災害防備（飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備） | ○ | ○ | ○ | |
| | | 生活環境保全（防音や大気浄化による生活環境の保全） | ○ | | ○ | |
| | 水源涵養タイプ | ○ | | | | |
| 森林と人の共生林 | 自然維持タイプ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 森林空間利用タイプ | ○ | ○ | | ○ | |
| 資源の循環利用林 | | | ○ | | | |

(案)

第3次国有林野施業実施計画書

(沖縄北部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自 平成21年4月 1日

至 平成26年3月31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(6) 伐採総量」の「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「7 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を上記理由により追加変更する。

目 次

| | |
|---|---|
| 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 | 1 |
| (6) 伐採総量 | 1 |
| 7 その他必要な事項 | 2 |
| (2) フィールドの提供 | 2 |

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

| 区 分 | | 林 | | | 地 | | 林地以外 | 合 計 |
|--------------|-----------|-----|----------|-----|------------|-------|------|-------|
| | | 主 伐 | 間 伐 | 小 計 | 臨 時 伐採量 | 計 | | |
| 水土保全林 | 国土保全タイプ | — | — (—) | — | 200 | 200 | — | 200 |
| | 水源かん養タイプ | — | — (—) | — | | | | |
| | 計 | — | — (—) | — | | | | |
| 森林と人と 共生林 | 自然維持タイプ | — | — (—) | — | | | | |
| | 森林空間利用タイプ | — | — (—) | — | | | | |
| | 計 | — | — (—) | — | | | | |
| 資源の循環利用林 | | — | — (—) | — | — | — | — | — |
| 機能類型設定外 | | — | — (—) | — | 800 | 800 | — | 800 |
| 合 計 | | — | — (—) | — | 1,000 | 1,000 | — | 1,000 |
| 年 平 均 | | — | — (—) | — | 200 | 200 | — | 200 |

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

| 市 町 村 名 | 林 | | | 地 | | 林地以外 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|------------|---|------|-----|
| | 主 伐 | 間 伐 | 小 計 | 臨 時 伐採量 | 計 | | |
| 国 頭 村 | — | — | — | / | / | / | / |
| 東 村 | — | — | — | | | | |

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

7 その他必要な事項
(2) フィールドの提供

| 対象地（林小班） | 設 定 の 目 的 | 備 考 |
|--------------|------------------|---|
| <u>35に、は</u> | <u>木の文化を支える森</u> | <u>平成20年11月20日協定</u> <u>首里城古事の森育成協議会</u> |